

○ 財団法人いびがわ寄附行為

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、財団法人いびがわという。

(事務所)

第2条 この法人は、事務所を岐阜県揖斐郡揖斐川町東横山 264 番地 3 に置く。

(目的)

第3条 この法人は、揖斐川町の地域づくりの組織として地域と連携を図りつつ、揖斐川町が整備した町営施設及び観光拠点として整備した町営施設を管理運営するとともに、地域の活性化に関する諸事業を推進することにより、地域住民の生活、文化及び地域経済の発展向上並びに観光事業の振興を図り、活力ある明るい町づくりに寄与すること、並びに揖斐川水源地域ビジョンに基づき、企画立案、保全活動、環境教育、拠点施設の管理、調査研究などの活動を展開し、水源地域の豊かな自然環境の保全と活性化に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成する為に、次の事業を行う。

- (1) 揖斐川町から委託を受けた町営施設、観光施設の管理及び運営に関する事業
- (2) 地域活性化に資するイベントの実施、観光宣伝及び観光客誘致のためのイベントの実施
- (3) 特産品等の開発及び販売に関する事業
- (4) 観光に関する情報収集・提供、及び刊行物等の発行に関する事業
- (5) 地域の居住環境整備に関する事業
- (6) 揖斐川水源地域の自然環境の保護及び整備に関する事業
- (7) その他前条の目的を達成する為に必要な事業

第2章 資産及び会計

(資産の構成)

第5条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された財産
- (2) 寄附金品
- (3) 資産から生ずる収入
- (4) 事業に伴う収入
- (5) その他の収入

(資産の種別)

第6条 この法人の資産は、基本財産と運用財産の2種とする。

2 基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録中基本財産の部に記載された財産
- (2) 基本財産とすることを指定して寄附された財産
- (3) 理事会で基本財産に繰り入れることを議決した財産

3 運用財産は、基本財産以外の財産とする。

(基本財産の処分の制限)

第7条 基本財産は、これを処分し、又は担保に供することができない。ただし、やむを得ない理由があるときは、理事会において、理事現在数の4分の3以上の同意を得、主務官庁の承認を得て、その一部を処分し、又は担保に供することができる。

(資産の管理)

第8条 資産は、理事長が管理し、その方法は、理事長が理事会の議決により定める。

2 基本財産のうち、現金は、郵便官署若しくは確実な金融機関に預け入れ、信託会社に信託し、又は国債・公債その他確実な有価証券にかえて、保管しなければならない。

(経費の支弁)

第9条 この法人の経費は、運用財産をもって支弁する。

(事業計画及び予算)

第10条 この法人の事業計画及び予算は、理事長が作成し、毎会計年度開始前に、理事会の議決により定めなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

(暫定予算)

第11条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、予算成立の日まで前年度の予算に準じてこれを執行することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出と見なす。

(事業報告及び決算)

第12条 この法人の事業報告及び決算は、理事長が事業報告書、収支計算書、正味財産増減計算書、貸借対照表及び財産目録等として作成し、監事の監査を受け、毎会計年度終了後3月以内に理事会の承認を得なければならない。

(会計年度)

第13条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第3章 役員等

(種別及び選任)

第14条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事長 1人
- (2) 副理事長 1人
- (3) 理事 8人以上12人以内(理事長及び副理事長を含む。)
- (4) 監事 2人

2 理事及び監事は、評議員会において選任する。

3 理事長及び副理事長は、理事の互選により定める。

4 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、会務を統括する。

2 副理事長は、理事長を補佐して業務を掌理し、理事長に事故あるとき、又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。

3 理事は、理事会を構成し、業務の執行を決定する。

4 監事は、次に掲げる業務を行う。

(1) 財産及び会計を監査すること。

(2) 理事の業務執行状況を監査すること。

(3) 財産、会計及び業務の執行について、不整の事実を発見したときは、これを理事会及び評議員会又は岐阜県知事に報告すること。

(4) 前号の報告をするため必要があるときは、理事会及び評議員会の招集を請求し、又は招集すること。

5 監事は、理事会に出席して意見を述べることができる。

(任期)

第16条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠又は増員により選任された役員の任期は、前項の規定にかかわらず、前任者又は他の現任者の残任期間とする。

3 役員は、辞任し、又は任期が満了した場合においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(解任)

第17条 役員が、次の各号のいずれかに該当するときは、理事会において理事現在数の4分の3以上の同意により、これを解任することができる。

(1) 心身の故障のため職務の執行に堪えられないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。

2 前項の規定により、役員を解任しようとするときは、解任の議決を行う理事会において、その役員に弁明の機会を与えなければならない。

(報酬等)

第18条 役員は、有給とすることができる。

2 役員には、費用を弁償することができる。

3 前2項に関して必要な事項は、理事会の議決を得て理事長が定める。

(顧問)

第19条 この法人に顧問を置くことができる。

2 顧問は、理事会の推薦により、理事長が委嘱する。

3 顧問は、この法人の運営に関して理事長の諮問に応じ、意見を述べることができる。

4 第16条第1項の規定は、顧問について準用する。

(事務局)

第20条 この法人の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局には、事務局長その他の職員を置く。

3 事務局長その他の職員は、理事長が任免する。

4 事務局長その他の職員の事務分掌、給与等については、理事会の議決を得て理事長が定める。

第4章 理事会

(構成)

第21条 理事会は、理事をもって構成する。

(機能)

第22条 理事会は、この寄附行為に別に定めるもののほか、この法人の運営に関する重要な事項を議決する。

(種別及び開催)

第23条 理事会は、通常理事会と臨時理事会の2種とする。

2 通常理事会は、毎年2回開催する。

3 臨時理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

(1) 理事長が必要と認めた場合。

(2) 理事現在数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があった場合。

(3) 第15条第4項の規定により、監事から招集の請求があった場合。

(4) 理事長は、会議の目的である案件について緊急に諮る必要がある場合には、理事に対し書面で賛否を求め、これをもって臨時理事会の議決とみなす。

(招集)

第24条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長は、前条の規定による請求があったときは、その請求があった日から20日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事長は、理事会を招集するときは、開会の日5日前までに、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して、文書をもって通知しなければならない。

(議長)

第25条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(定足数)

第26条 理事会は、理事の過半数の出席がなければ、開会することができない。

(議決)

第27条 理事会の議事は、この寄附行為に別に定めるもののほか、出席した理事の過半数をもって決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。

(書面表決等)

第 28 条 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の理事を代理人として表決を委任することができる。この場合において、前 2 条の規定の適用については、書面をもって表決し、又は他の理事を代理人として表決を委任した理事は出席したものとみなす。

(議事録)

第 29 条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成保存しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事の現在数
- (3) 理事会に出席した理事の数及び氏名、並びに前条の規定により出席したものとみなされる理事の数及び氏名
- (4) 議決事項
- (5) 議事の経過の概要及びその結果
- (6) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長のほか、その理事会において選任された議事録署名人 2 人以上が署名押印しなければならない。

第 5 章 評議員及び評議員会

(評議員)

第 30 条 この法人に評議員 8 人以上 12 人以内を置く。

- 2 評議員は理事会で選出し、理事長がこれを委嘱する。
- 3 評議員には、第 16 条から第 18 条までの規定を準用する。この場合において、これらの条文中「役員」とあるのは「評議員」と読み替えるものとする。

(評議員会)

第 31 条 評議員会は、評議員をもって構成する。

- 2 評議員会は、理事長が招集する。
- 3 評議員会の、議長は、評議員会において互選する。
- 4 評議員会は、理事及び監事の選任を行う他、理事長の諮問に応じ、必要な事項について審議し、助言する。
- 5 評議員会には、第 26 条から第 29 条までの規定を準用する。この場合において、これらの条文中「理事会」及び「理事」とあるのは、それぞれ「評議員会」及び「評議員」と読み替えるものとする。
- 6 前各項に定めるものの他、評議員会の運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て定める。

第 6 章 生命の水と森の活動センター

(生命の水と森の活動センター)

第 32 条 この法人に、生命の水と森の活動センターを置く。

2 生命の水と森の活動センターの組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議を経て理事長が定める。

第 7 章 寄附行為の変更及び解散

(寄附行為の変更)

第 33 条 この寄附行為は、理事会において、理事現在数の 4 分の 3 以上の議決を得、かつ、主務官庁の認可を受けなければ変更することができない。

(解散)

第 34 条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

(残余財産の処分)

第 35 条 この法人の解散のときに存する残余財産は、理事会において理事現在数の 4 分の 3 以上の同意を得、かつ、主務官庁の許可を得て、揖斐川町又はこの法人と類似の目的を有する団体に寄附するものとする。

第 8 章 補則

(委任)

第 36 条 この寄附行為の施行に関し必要な事項は、理事会の議決を得て理事長が別に定める。

附 則

- 1 この寄附行為は、この法人の設立許可のあった日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、第 14 条第 2 項及び第 3 項の規定にかかわらず、別紙役員名簿のとおりとし、その任期は、第 16 条第 1 項の規定にかかわらず、平成 10 年 3 月 31 日までとする。
- 3 この法人の設立初年度の事業計画及び予算は、第 10 条の規定にかかわらず、設立者の定めるところによる。
- 4 この法人の設立初年度の会計年度は、第 13 条の規定にかかわらず、設立許可のあった日から平成 9 年 3 月 31 日までとする。
- 5 この寄附行為は、平成 18 年 7 月 1 日から施行する。
- 6 この寄附行為は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。
ただし、第 14 条第 1 項第 3 号の改正規定は、次の選任時から施行する。
- 7 この寄附行為は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。
- 8 この寄附行為は、平成 20 年 12 月 1 日から施行する。

改正

平成 11 年 4 月 1 日改正(評議員及び評議員会設置に係る寄附行為の変更)

平成 12 年 8 月 22 日改正(地域の居住環境整備に関する事業追加に係る寄附行為の変更)

平成 13 年 4 月 1 日改正(事務所の住所変更)

平成 15 年 10 月 21 日改正（事務所の住所変更）

平成 17 年 1 月 31 日改正（合併に伴う寄附行為の変更）

平成 18 年 6 月 16 日改正（理事及び評議員の定数改正）

平成 18 年 7 月 1 日改正（名称、事務所、目的及び事業の変更）

平成 19 年 4 月 1 日改正（理事及び評議員の定数並びに理事会種別及び開催に係る改正）

平成 20 年 4 月 1 改正（目的及び事業、並びに生命の水と森の活動センター設置に係る変更）

平成 20 年 12 月 1 日改正（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 18 年法律第 50 号）の施行による変更）